

令和2年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和2年2月10日（月）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿	2番 中野 栄
3番 嶺岸 勝 志	4番 三須 清 一
5番 大井 栄 一	6番 大炊 三枝子
7番 成島 誠	8番 川村 泉 治
9番 宮久保 勝	10番 根本 博

4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
次 長	大 井 一 郎
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一
農政課主査長	廣 瀬 弘 忠

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第2号 農用地利用配分計画（案）について
議案第3号 農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

三須清一会長 ただ今から令和2年第2回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5番 大井栄一委員

6番 大炊三枝子委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から議案第3号の合計3議案についてです。

議案第1号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、3件です。

議案第2号は「農用地利用配分計画（案）について」です。

議案第3号は「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」で、1件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年2月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は1ページからとなります。整理番号1番から3番までいずれも新規設定で、借受者は公益社団法人・千葉県園芸協会です。借受期間は10年間です。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆、〇〇字〇〇

○地先の地目・田二筆の合計3筆です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米○○kgです。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は○○○地先の地目・田二筆です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米○○kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号整理番号1番から3番は借受者が農地中間管理機構である公益社団法人・千葉県園芸協会です。この後、農用地利用配分計画案に基づき、権利設定するものです。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番から3番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番から3番は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第2号「農用地利用配分計画(案)について」を審議します。

なお、○○委員が利用配分計画の設定者となっております。○○委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。議案資料は2ページからとなります。

議案第2号「農用地利用配分計画(案)について」。農用地利用配分計画(案)についてこの会の意見を求めます。提出日令和2年2月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定」により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇ほかの田の貸付に係る計画案を作成するものです。

計画の詳細は農政課より説明します。

廣瀬弘忠農政課主査長 農政課の廣瀬です。よろしくお願いたします。私から農用地利用配分計画について説明いたします。

農用地利用集積計画のうち千葉県園芸協会に貸し付けをする 3 件が農用地利用配分計画の対象となります。利用集積計画の詳細については議案書 1 ページと 2 ページをご覧ください。議案資料 1 ページから 3 ページが配分計画の詳細です。

では、内容についてご説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則は、当該担い手へ貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となります。今回の配分を受ける経営体はこれらの原則を満たしていると考えられます。

では、今回の案件をご説明いたします。

今回の案件は〇〇の農業者への配分です。対象となる農地は〇〇の田 4 筆、〇〇〇の田 2 筆です。担い手は対象農地の近隣地を既に耕作しており、分散錯圃の解消につながります。また、当該農地の所有者が担い手への貸付を強く希望しております。

農政課からの説明は以上になります。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案資料の 3 ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇の農家に権利設定するものです。権利設定する土地は同資料 3 ページからの現況地目・田 6 筆、合計面積が 1 万 3,156m²です。

第 2 調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号の権利設定に対する質疑に入ります。

〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただき

ます。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

(〇〇委員、退出)

三須清一会長 それではご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号「農用地利用配分計画(案)について」に対して付すべく意見なしと決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の権利設定については原案どおり決定することといたしました。

〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員が席に戻ったことを確認)

三須清一会長 次に、議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年2月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・宅地一筆、面積は184m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇の南西約102mです。

所有者は平成20年に亡くなられており、相続人の申請者は〇〇の方です。

当該地は昭和42年から宅地として利用しており、農地としての利用には適さない状況です。なお、国土地理院が撮影の昭和50年2月18日付けの空中写真で宅地の状況である旨確認できました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号について調査結果を報告します。

申請人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。現地では宅地となることが確認できました。

第2調査会では議案第3号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書の5ページからになります。報告は第1号、第2号の2件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は住宅です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。転用目的・事由は住宅が5件で、宅地の拡張が1件です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号、2号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会令和2年第2回総会を閉会いたします。
この会議録は、真正であることを認めて署名する。